

「こども未来戦略方針」

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～
(令和5年6月13日 閣議決定)(抄)こどもまんなか
こども家庭庁

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付³とするとともに、支給期間について高校生年代⁴まで延長する⁵。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

3 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている(※)。

これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

(※) こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

4 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

5 その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

「こども未来戦略方針」

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～ (令和5年6月13日 閣議決定)(抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児(うち5割は0か月児)であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア⁸を含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

8 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

「こども未来戦略方針」

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～ (令和5年6月13日 閣議決定)(抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

「こども未来戦略方針」

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～
(令和5年6月13日 閣議決定)(抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(4) 新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン(2019年度～2023年度)による受け皿の拡大(約122万人から約152万人への拡大)を着実に進めるとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る。

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

- Ⅲ-1. の1. ～4. で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

(見える化)

- こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設し、既存の(特別会計)事業¹¹を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

11 年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定(育児休業給付)。

「こども未来戦略方針」

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～
(令和5年6月13日 閣議決定)(抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～ Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないこと¹²を目指す。
歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築¹³ するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う¹⁴。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
 - ② 経済活性化、経済成長への取組を先行させる。経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう、ポストコロナの活力ある経済社会に向け、新しい資本主義の下で取り組んでいる、構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。
 - ③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み(「支援金制度(仮称)」)を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す¹⁵。
 - ④ 2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを見逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を3年間(2026年度まで)で実施し、「加速化プラン」の実施が完了する2028年度¹⁶までに安定財源を確保する。
 - ⑤ その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債(こども金庫が発行する特会債)を発行する。
 - ⑥ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債(仮称)¹⁷による資金調達手法を導入する。
- 上記の基本骨格等に基づき、Ⅲ-1. の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改革のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

12 高齢化等に伴い医療介護の保険料率は上昇するが、徹底した歳出改革による公費節減等や保険料の上昇抑制を行うための各般の取組を行い、後述する支援金制度(仮称)による負担が全体として追加負担とならないよう目指すこと。このため、具体的な改革工程表の策定による社会保障の制度改革や歳出の見直し、既定予算の最大限の活用などに取り組む。

13 「全世代型社会保障構築会議 報告書」(令和4年12月16日)では、少子化対策は、個人の幸福追求と社会の福利向上を併せて実現する極めて価値の大きい社会保障政策であるとの観点から、子育て費用を社会全体で分かち合い、こどもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境を整備することが求められる旨を指摘し、これを、我々の目指すべき社会の将来方向の第一として掲げている。また、「年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指す」のが全世代型社会保障であるとも指摘している。

14 こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

15 支援金制度(仮称)については、以下の点を含め、検討する。

・現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。

・労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。

16 「加速化プラン」のうち歳出項目については2028年度までに実施することになると見込まれる。

17 独立行政法人日本学生支援機構において、授業料後払い制度を他の奨学金制度と区分した上で、その財源として財政融資資金から借入を行う。

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。**若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンス**である。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、**若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念**を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の**3年間の集中取組期間**において、**「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」**（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、**「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」**（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、**「共働き・共育ての推進」**（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

(こども大綱の取りまとめ)

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、**こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定**し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

II.実施事項 3. 個別分野の取組

<人への投資分野>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
18	「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し	<p>こども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様化への対応及び保育士確保の円滑化（潜在保育士の活用を含む。）を図るため、保育所等の配置基準や施設型給付費の給付認定の要件に関わる「常勤保育士」及び「短時間勤務保育士」について、これらの定義の明確化及び見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、明確化された常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行われていない都道府県等があった場合、再度定義を周知するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>（前段）措置済み、 （後段）令和5年度以降継続的に措置</p>
19	里帰り出産を行う妊産婦の支援（伴走型相談支援の拡充及び自治体・医療機関との間の連携等の推進）	<p>a. こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメントシート」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b. こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようにするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c. こども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て応援交付金事務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置づけるため、関係法令の改正の要否の検討を含め、マイナンバー法に基づく自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a. 令和5年度検討、令和6年度以降措置</p> <p>b. 令和5年度上期措置</p> <p>c. 令和5年度検討、令和6年度以降措置</p>

II. 実施事項 3. 個別分野の取組
＜医療・介護・感染症対策分野＞

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
8	患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し	<p>a. こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。</p> <p>その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。</p> <p>b. こども家庭庁及び厚生労働省は、aの状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、aの状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。</p>	<p>a.(前段)令和5年度措置、 (後段・所要のシステム構築) 令和5年度に着手 (後段・同様の対応の要請) 令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置</p> <p>b.(前段)令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、 (後段・優先順位付け) 令和5年度措置、 (後段・必要な取組の実施) 令和6年度以降速やかに措置</p>

II.実施事項 3. 個別分野の取組

< 共通課題対策分野 >

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減	<p>a. こども家庭庁は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる。本取組を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を推進する観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。</p> <p>b. こども家庭庁は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の規制改革実施計画に基づいた対応が行われているか、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、後記cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。</p> <p>c. こども家庭庁及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出する申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるよう、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。 雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。</p> <p>d. こども家庭庁及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。</p>	<p>a. （前段）令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、 （後段）継続的に措置</p> <p>b. 速やかに措置</p> <p>c. 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置</p> <p>d. 速やかに措置</p>

II.実施事項 3. 個別分野の取組

<人への投資分野>

※国家戦略特区での取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
22	企業主導型保育事業の規制改革	企業主導型保育事業における従業員枠等の在り方について、本事業の趣旨を踏まえつつ、事業主拠出金を負担する事業主団体との協議を行い、その上で令和5年度中に具体的な検討を行う。	令和5年度中に検討
23	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。	令和5年度中に検討
24	小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）	原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。	次回の児童福祉法改正の際に在り方を検討

參考資料

児童手当制度の概要

令和5年度当初予算

1兆2,199億円（1兆2,588億円）

1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人(令和3年度年報(令和4年2月 末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外(令和4年10 月支給分以降)
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)

財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成

※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充
当されている。

費用負担		被用者			非被用者		公務員
		事業主	国	地方	国	地方	
0歳～3歳未満	児童手当	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10
	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3	
3歳～中学校修了前	児童手当		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10
	特例給付 (所得制限以上)		2/3	1/3	2/3	1/3	

財源内訳	[給付総額] 1兆9,442億円 (1兆9,988億円)	(内訳)国負担分 : 1兆637億円(1兆951億円)	うち特例給付 349億円
		地方負担分 : 5,318億円(5,476億円)	うち特例給付 175億円
		事業主負担分 : 1,562億円(1,637億円)	
		公務員分 : 1,924億円(1,925億円)	うち特例給付 29億円
	※()内は令和4年度予算額		

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

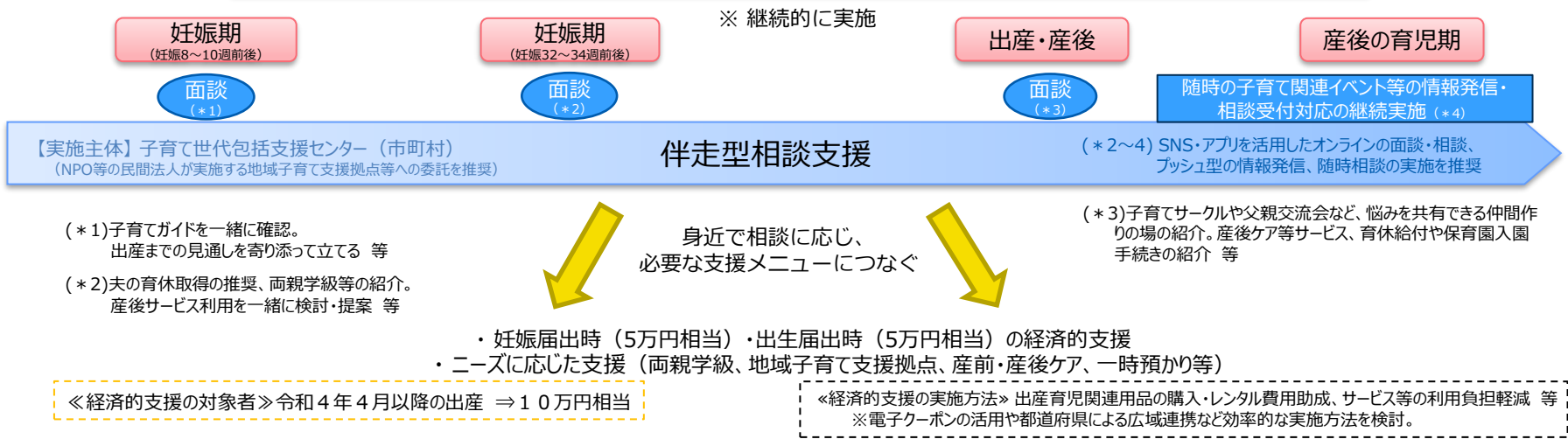
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日)抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

令和5年度当初予算 ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

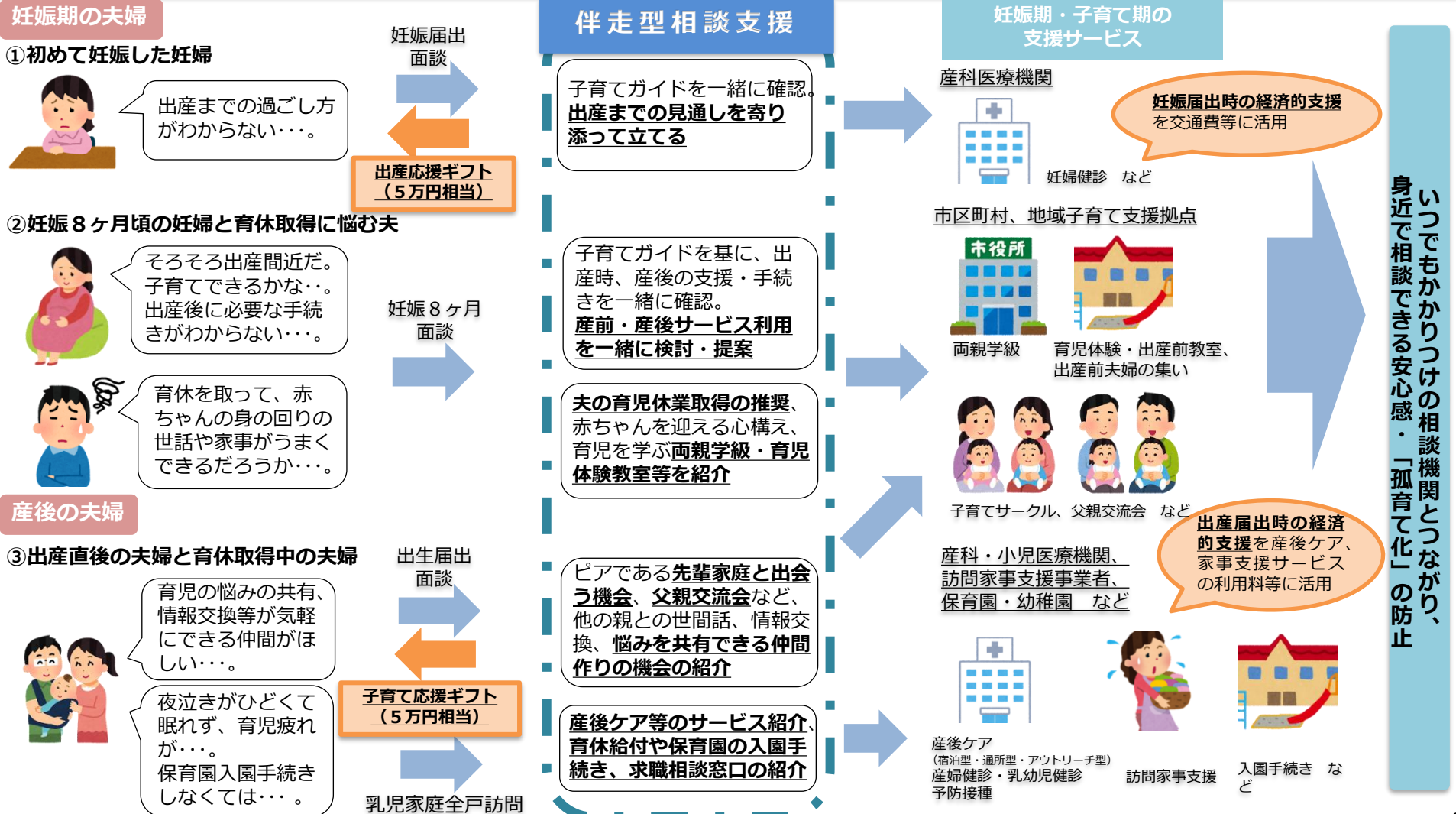
○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。



産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算：57.2億円（44.4億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正）

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

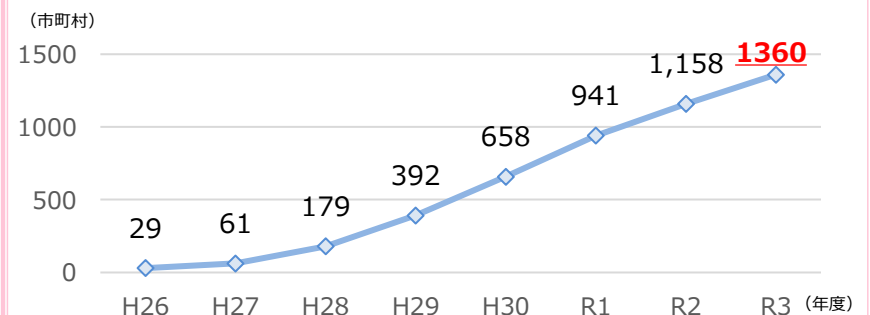
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価
 - （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円
 - （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円
 - （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 別紙参照
1回あたり 5,000円
 - ②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）
1回あたり 2,500円
 - （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※（1）及び（2）の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数制限するものではない）

実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

令和5年度予算における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

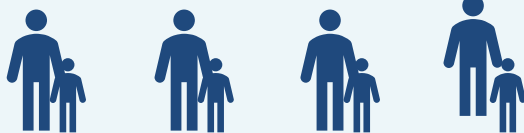
①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)

※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）
については、引き続き現行の支援を実施

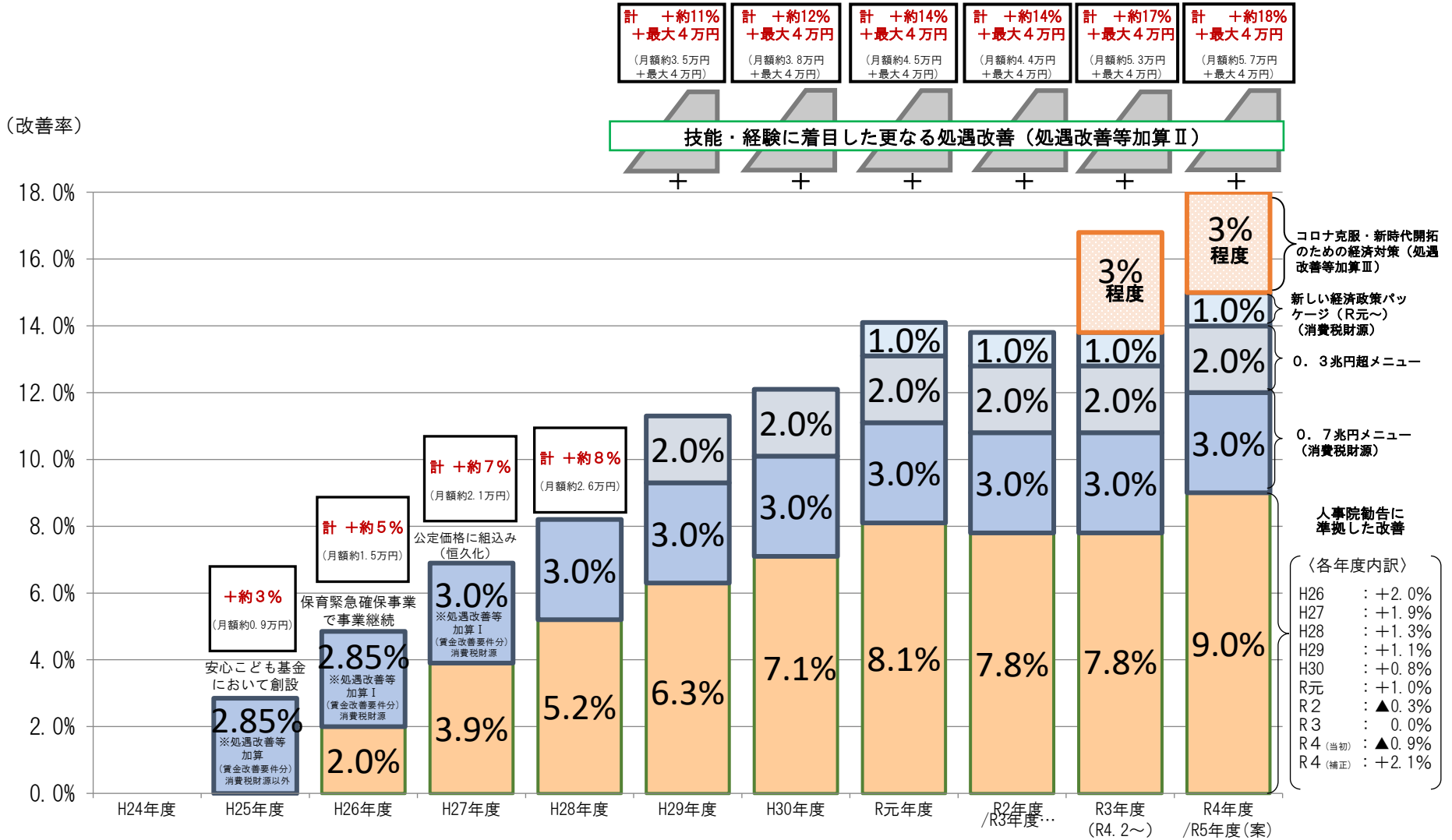
利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
- ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等 ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

令和5年度 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
実施自治体一覧

	市区町村名	実施施設数
1	北海道白老町	1
2	岩手県釜石市	1
3	岩手県盛岡市	1
4	宮城県仙台市	5
5	福島県福島市	2
6	栃木県宇都宮市	1
7	栃木県栃木市	1
8	千葉県松戸市	3
9	東京都文京区	1
10	東京都品川区	1
11	東京都渋谷区	1
12	東京都中野区	4
13	東京都八王子市	1
14	神奈川県横浜市	2
15	神奈川県川崎市	2
16	神奈川県秦野市	1
17	石川県七尾市	4
18	福井県敦賀市	1
19	福井県若狭町	1
20	岐阜県岐南町	1
21	静岡県島田市	1
22	愛知県名古屋市中区	1
23	愛知県大府市	1
24	滋賀県近江八幡市	2
25	滋賀県米原市	1
26	大阪府豊中市	1
27	大阪府高槻市	1
28	香川県多度津町	1
29	福岡県福岡市	3
30	佐賀県有田町	2
31	長崎県東彼杵町	1

子ども・子育て分野における継続的な見える化

費用の継続的な見える化について (令和4年12月2日 公的価格評価検討委員会 資料より)

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになってきているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。**
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により**給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置**が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、**職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべき**である。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

(2) 個別の分野ごとの取組

①医療分野 (略)

②介護分野 (略)

③障害分野 (略)

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、**他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべき**である。



令和5年1月 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催
令和5年8月末 有識者会議としての報告書を取りまとめる予定

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

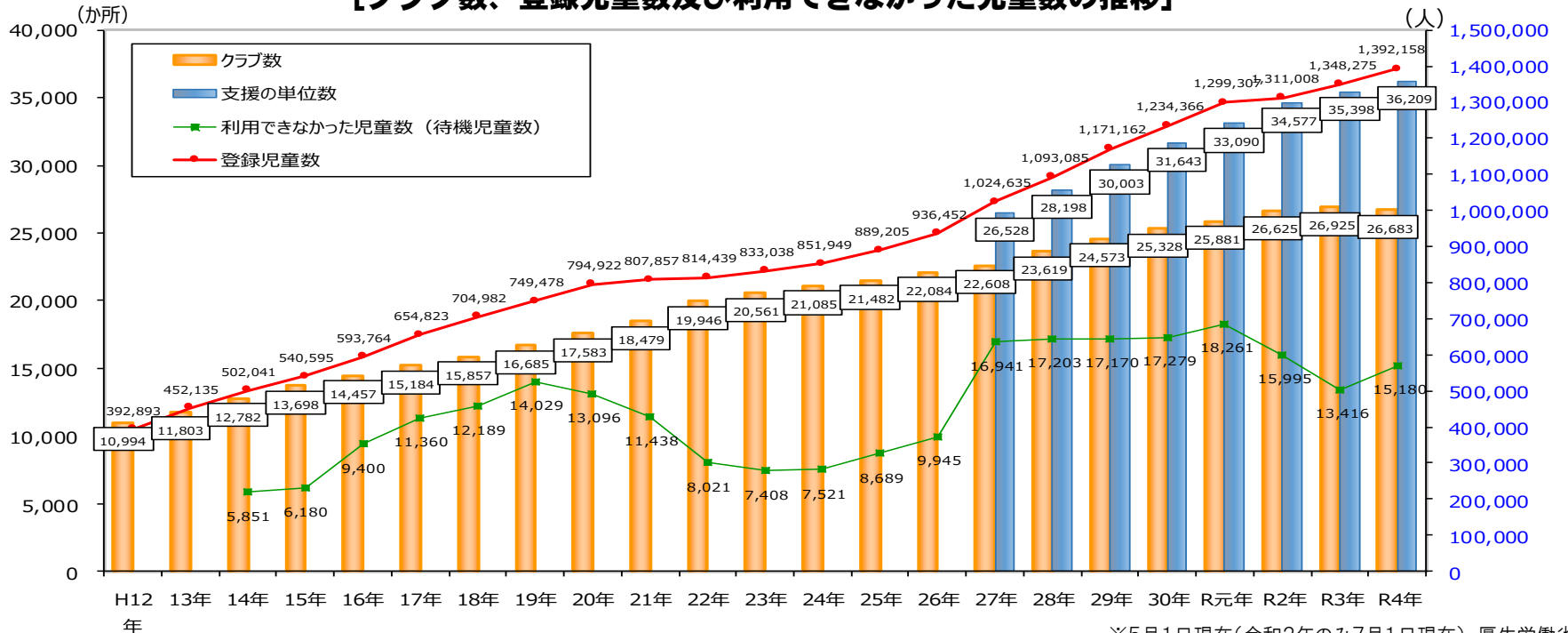
【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直し・明確化について

現行制度の概要

- 「短時間保育士」については、通知において「1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士」と定義。
(注) 各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。
(参考) 配置基準上の保育士定数は、長時間にわたって保育できることを重視し「常勤保育士」を原則としているが、通知により、待機児童解消までの暫定的な特例措置として、一定の要件の下、「常勤保育士」1名に代えて「短時間保育士」2名をもって充てる取扱いを可能としている。
- 「常勤保育士」の具体的な定義は示していない。
- 勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたり保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週4日勤務を導入した場合、例えば1日10時間×週4日(月16日)という勤務形態の者でも「常勤保育士」となることを明確にするため、定義の見直しや明確化を行う。

令和5年4月21日通知

	定義
常勤保育士	① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者 ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの
短時間保育士	<u>上記以外の者</u>

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、**平成27年度に地域限定保育士試験を創設**するとともに、**平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施**。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
（宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。）

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度は沖縄県でも実施
（平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施）

<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

現行制度の概要

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、例外的に「地域の実情」(※1)として「市町村が特に必要と認めた場合」(※2)には3～5歳児を対象としている。

(※1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(※2) 具体的には、過疎地やへき地など近くに教育・保育施設が無い場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など

- 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

令和5年4月21日通知

- 小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする。**

(※) 具体的には、「市町村が特に必要と認めた場合」を「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」とする(通知改正)

(注) さらに、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する